

令和 7 年 7 月 11 日
役場 3 階 委員会室

議 事 録

添田町農業委員会

令和7年7月11日添田町農業委員会議事録

日 時 令和7年7月11日（金） 午後1時30分

場 所 添田町役場 3階 委員会室

招集者 添田町農業委員会会長 鶴 我 國 晴

議 事

第1 議事録署名委員の指名

7番 岡崎 雄一 8番 内野 恭一

第2 議 案

議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・
贈与許可申請承認について

議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・
売買許可申請承認について

議案第12号 農業振興地域整備計画の変更について

出席委員（9名）

1番 鶴 我 國 晴	2番 宮 崎 和 博
4番 森 秋 義	5番 堀 由 香 利
6番 照 瀬 保 道	7番 岡 崎 雄 一
8番 内 野 恭 一	9番 高 瀬 千 束
10番 尾 形 吉 則	

欠席委員 なし

出席推進委員（7名）

藤 岡 宏 康	入 口 富 士 男
黒 崎 延 和	鎌 田 英 彦
宮 岡 雅 夫	鈴 見 敏 憲
小 畑 眞 二	

出席職員（3名）

農業委員会事務局長 岩 崎 竜 己
係長 加 藤 光 彦
主査 村 上 麻 衣

(午後 1 時 30 分)

事務局 開会に先立ちまして、添田町農業委員会会議規則第 6 条に従い、本日の出席者が委員定数の過半数を超えておりますので、本総会が成立すること報告します。

なお、宮崎副会長と照瀬委員は 14 時より別の会議がありますので途中退出いたしますので、ご了承ください。

それでは、宮崎副会長に開会を宣言していただきます。

◎開 会

副会長 只今から、令和 7 年度 7 月期の総会を開会します。

会長、議長役をお願いします。

議長 それでは、定例会議を始めます。

本日は、全員出席です。今回の議事録署名委員は、7 番岡崎委員 ・ 8 番内野委員を指名しますので、事務局の議事録作成後、確認・署名をお願いします。

◎議 案

議長 それでは審議に入ります。

議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可申請承認について」を審議します。

事務局説明をしてください。

事務局 議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可申請承認について」をご説明させていただきます。

説明資料は、1 ページと図面 1 ページになります。

申請地は、添田小学校跡地付近になります。

申請理由は、譲渡人は遠方に住んでおり、帰省予定もなく、現在、維持管理をしている譲受人に贈与するとのことです。この申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員である堀委員、現地の説明をお願いします。

堀委員 それでは説明させていただきます。場所はこちらになります(図説)。申請地には、野菜が植えられておりきちんと管理されていました。以上で説明を終わります。

議 長 堀委員の説明が終わりました。
この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 特に意見がないようですので、これで審議を終わります。
それでは、議案第 10 号について採決を行います。
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

議 長 挙手多数と認め、よって、議案第 10 号は、申請のとおり許可します。
次に議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・
売買許可申請承認について」を議題とします。事務局、説明し
てください。

事 務 局 議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売
買許可申請承認について」をご説明いたします。
2 ページと図面 2 ページをご覧ください。
申請地は、大字落合中畑橋付近になります。
申請理由は、譲渡人は今年の 5 月に、曾祖父名義の土地を相続した
が、町外に住んでおり、農地の維持管理が難しいため、譲受人に売
買の相談をしたところ、合意したとのことで、今回申請されています。
この申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可
要件のすべてを満たしています。
以上のことについて、ご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員である内野委員、
現地の説明をお願いします。

内野委員 それでは説明させていただきます。場所はこちらになります（図説）。以
上で説明を終わります。

議 長 内野委員の説明が終わりました。
この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。
議 長 では、皆さんにお伺いします。この案件について、ご意見、ご質問、
ご異議等はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 それでは、議案第 11 号について採決を行います。
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

挙手多数ですのでこの議案を承認します。

次に議案第 12 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局説明してください。

事務局

議案第 12 号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

3 ページと図面 3.4 ページをご覧ください。

今回は用途区分の変更と編入がありますので、まずは用途区分の変更から説明いたします。これは、農振地域からは除外せず、農地の使用用途を変更するものです。対象地の所在は、大字津野 5457 番地、地目は田、面積は、1,107 m²で、そのうち 477 m²についてが対象です。

実際に使用する部分のみを申請する必要があるため、面積の表記がこのようになっております。

申請理由は、対象地を道路の高さまでかさ上げしたうえで整地し、地区内の農業者共用の農業用機械及び材料置場として使用するため、です。

この案件については、用途区分の変更手続き完了後に、4 条の転用申請をし、県知事許可を受けたのちに、農業用機械及び材料置場として整備する流れとなっております。

農業用での使用であるため、区分変更は適当であると考えております。

続きまして、編入についてご説明いたします。

本件は、新たに 3 筆の農地を計画内農地へ編入するものです。

それぞれの土地の所在は、大字庄 1472 番地 1 (584 m²)

、1439 番地 14 (38 m²)、庄 1031 番地 2 (232 m²) です。

すべて地目は、田となっております。

当該農地の変更理由は、新城岩瀬地区で進められているほ場整備事業のため、編入の必要があるためです。当該農地については、今後ほ場整備が行われ、地区内の主要な農地となることから、農業振興地域への編入が適当であると考えます。

以上のことを踏まえ、用途区分の変更及び編入について、農業委員会へ意見照会するものです。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。では、皆さんにお伺いします。

この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

黒崎委員 区分変更の農地は、非農地にはならないのか。
事務局 今回は青地から白地にするのではなく、青地のまま用途の変更を行うものであるため、非農地の対象とはならない。

議長 他の意見がないようですので、議案第 12 号について採決を行います。

承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

挙手多数ですのでこの議案を承認します。

これで議案の審議は終了します。

以上で、本日の議案の審議を終わります。

◎報告事項

議長 つづきまして、報告事項に入ります。
非農地証明願が 2 件出ております。
それでは、非農地証明願い番号 1 について事務局説明してください。

事務局 非農地証明願番号 1 をご説明します。
資料 4 ページと図面 5 . 6 ページをご覧ください。
土地の所在は、大字野田塚原バス亭付近になります。
現地につきましては、7 月 1 日に鶴我会長、照瀬委員長、宮岡委員、と事務局で現地調査を行っております。
申請理由は、申請者の父の代から 4 0 年以上耕作しておらず、雑木が繁茂し、今後農地に復することは困難であり、現況に合わせて地目変更するため、となっております。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員であります宮岡委員説明をお願いします。

宮岡委員 それでは図面をご覧ください（図説）。現地を確認いたしましたが、写真のとおり、農地には戻せる状況ではありませんでした。以上です。

議長 では、農地特別委員会照瀬委員長より説明をお願いします。

照瀬委員 ただ今、宮岡委員よりご説明がありましたとおり、現状はもう農地に戻せる状況にありませんので、非農地として証明することは妥当だと考えます。以上です。

会長 照瀬委員長の説明が終わりました。それでは、皆さんにお伺いしま

す。この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等ございませんか？

—「異議なし」の声あり—

議長 特に意見がないようですので、以上で審議を終わります。
それでは、非農地証明願 番号1 について採決を行います。
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

議長 挙手多数と認め、この案件について当委員会として承認いたします。
続きまして、非農地証明願番号2 を事務局説明してください。

事務局 非農地証明願番号2 をご説明します。
資料4 ページと図面2 ページと7～9 ページをご覧ください。

土地の所在は、大字落合中畑橋付近になります。

現地につきましては、7月1日に照瀬委員長、森委員、内野委員、
と事務局で現地調査を行っております。

申請理由は、今年の5月に申請者が曾祖父から相続し、土地の整理
をしていたところ、登記地目が農地のままになっていることが判明
し、今後、農地に復することは困難であり、現況に合わせて地目変
更するため、となっております。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員であります内野委員説明を
お願いします。

内野委員 それでは図面をご覧ください（図説）。現地を確認いたしましたが、
治山の管理道路や道の一部となっており、農地には戻せる状況では
ありませんでした。以上です。

議長 では、農地特別委員会照瀬委員長より説明をお願いします。

照瀬委員 ただ今、内野委員よりご説明がありましたとおり、現状は治山管理
道等となっており、農地に戻せる状況にありませんので、非農地と
して証明することは妥当だと考えます。以上です。

会長 照瀬委員長の説明が終わりました。それでは、皆さんにお伺いしま
す。この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等ございませんか？

—「異議なし」の声あり—

議長 特に意見がないようですので、以上で審議を終わります。
それでは、非農地証明願 番号2 について採決を行います。
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

議長 挙手多数と認め、この案件について当委員会として承認いたします。

続きまして、事務局より報告事項があるとのことですので、事務局説明してください。

事務局 事務局より、所有者不明農地制度の活用について報告いたします。まずは、制度の概要を説明いたします。

登記簿に登録されている田や畑などの農地のうち、相続登記がされていない、また所有者が所在不明となっている農地を『所有者不明農地』または『相続未登記農地』といいます。

このような農地は、担い手へ農地集積・集約を進めることができず、荒廃し、周辺の農地に悪影響を及ぼす恐れがあります。

そのため、このような『所有者不明農地』を簡易な手続で借りられるようにした制度が「所有者不明農地制度」です。

資料5ページの中段の黒囲みの中に、この制度のフローチャートを載せております。

今回、担い手のかたから農業委員会事務局へ、所有者がいない農地を今後も借りたいという申し出がありました。

申し出があった農地の所在は、大字津野の計3筆で、合計面積は4,498㎡です。所有者は、すでに亡くなられております。

そのため、中間管理機構の担当者との協議を行い、相続人を調べる必要があるとのことで、中間管理機構より探索依頼が農業委員会へ出されたところです。したがって、今後事務局にて探索と結果の精査を行い、2週間を経過したのち「所有者不明農地の公示」を2か月間行います。2か月が経過し所有者や相続人の申し出がない場合は、中間管理機構へ通知し、県の決定を待つ形になります。全ての手続き完了予定時期は、年内中となる見込みです。

以上、報告を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質問があればお願いします。
議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

事務局 ここで、別の会議があるため宮崎副会長と照瀬委員は退出いたします。

◎各特別委員会等からの報告・連絡事項

議長 次に、各委員さんからの報告、連絡事項に入りますが、内野委員長何かありますか。

内野委員 特にありません。
議 長 ありがとうございます。他の委員さんは何かありませんか。
議 長 特にないようですので、続いて事務局の方から連絡事項について説明してください。

◎事務局連絡事項

事務局 令和7年8月期の定例総会を、8月8日金曜日13時30分から添田町役場3階委員会室で開催を予定しております。
なお、各種申請の受付は、7月25日金曜日を締め切りとしますので、いつものように申請される方がいらっしゃれば、担当委員さんに、連絡、確認をさせてもらおうと思っておりますので、ご対応のほどよろしく申し上げます。
また、まちづくり課からの依頼になりますが、令和7年度に添田町の最上位計画である、総合計画が中間時点を迎えることから、過去の振り返り、今後のまちづくりの検討に向けて、農業委員会の意見、意向を伺いたいとのことで「まちづくり座談会」を、総会終了後に行います。つきましては、皆様お忙しいとは思いますが、ご参加のほど、よろしく願いいたします。以上です。

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和7年7月期の定例総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

(午後1時55分)